

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

(氏 名) 前 俊守

(住 所) 千葉縣市川市大野町 2 丁目 1884-2

2. 議案に関する事項

【会社提案】

第 1 号議案 新株予約権の無償割当ての件

【株主提案】

第 2 号議案 定款一部変更の件

3. 株主提案を行った理由

SAAF ホールディングス株式会社（以下「SAAF」という）の株主である私は、2026 年 8 月 25 日に開催される SAAF の臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）に先立ち、上記 2. 議案に関する事項【株主提案】記載の議案を提案いたしました。なお、本来は、現経営陣全員に対する解任議題及び、新たに取締役を 7 名選任する議題も提案しておりますが、SAAF 現経営陣の不当な判断により、本総会の議題とされておられません。

議案の要領及び提案理由等は、以下のとおりです。

【議案の要領】

SAAF の現行定款第 2 1 条（取締役の選任方法）について、その見出し及び第 2 項を、以下のとおり変更するものであります（変更部分に下線を付しております。）。なお、定款変更の効力は第 2 号議案が可決されたと同時に効力が発生するものといたします。

(現行定款)

第 2 1 条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(変更案)

第 2 1 条（取締役の選任及び解任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任及び解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

【提案の理由】

会社法341条は、取締役の選任及び解任の決議の定足数について、定款で3分の1以上の割合を定めることを認めています。しかるに、SAAFの現行定款は、取締役の選任決議の定足数を3分の1に軽減する一方（第21条第2項）、解任決議についてはこれを軽減する規定を置いておらず、解任決議の定足数は総株主の議決権の過半数とされています。しかし、取締役の選任と解任とで定足数に差異を設けるべき合理的な理由はなく、かえって、株主による経営陣の監督・是正の手段である解任権の行使を著しく困難にするものです。現に、SAAF現経営陣は、株主主催による2026年5月12日付の臨時株主総会において、取得した委任状をあえて提出しないことにより出席議決権数を解任決議の定足数（過半数）未満にとどめ、株主による正当な解任を妨げるという保身的行為に及んでおります。株主による経営監督機能の実効性を確保し、選任と解任の要件の均衡を図るため、取締役の解任決議の定足数についても、選任決議と同様に3分の1とする定款変更を提案するものであります。

4. 会社提案議案について

会社提案の第1号議案の内容は、SAAFの本総会に係る株主総会参考書類に記載のとおりです。

私は、本件新株予約権無償割当ての目的は、SAAFの適時開示で書かれているような目的ではなくその主眼は支配権維持・希釈化目的にあるため、“株主意思確認総会のいかににかかわらず”、必要性がなく、また、共同歩調の認定及び認定基準に問題がある等相当性を欠くことが明らかであることから、著しく不公正な方法により行われるものであるため、第1号議案に「反対」しております。

以 上

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

SAAF ホールディングス株式会社 株主 委任状勧誘担当事務局

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

TEL : 03-6435-5689 / FAX : 03-6435-5699

弁護士 戸田裕典